

紀美野町第4回定例会会議録

平成26年12月12日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成26年12月12日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について）
- 第 2 議案第117号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第118号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第119号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第120号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 6 議案第121号 指定管理者の指定について
（紀美野町セミナーハウス未来塾）
- 第 7 議案第122号 指定管理者の指定について
（紀美野町山の家おいし）
- 第 8 議案第123号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 9 議案第124号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第125号 平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第126号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第127号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第128号 平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第129号 平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第 15 議案第 130 号 平成 26 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 第 16 議案第 131 号 平成 26 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 第 17 議案第 132 号 平成 26 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 第 18 請願第 1 号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について
- 第 19 発議第 6 号 「農協改革」に関する意見書 (案) について
- 第 20 発議第 7 号 消費税 10%増税の中止を求める意見書 (案) について
- 第 21 議員派遣の件について
- 第 22 閉会中の継続調査の申し出について (総務文教常任委員会)
- 第 23 閉会中の継続調査の申し出について (産業建設常任委員会)
- 第 24 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 24 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
11 番	上 柏 皖 亮 君

1 2 番 美 野 勝 男 君
1 3 番 美 濃 良 和 君
1 4 番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

9 番 仲 尾 元 雄 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	中 村 公 彦 君
住 民 室 長	温 井 啓 子 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

美里支所長 西 敏 明 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第112号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について、議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第112号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。
これから議案第112号、専決処分につき承認を求める件を採決します。
本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第112号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第117号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第117号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、議題とします。
これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

説明で、町外の納税者は全体の 25% 程度ということでありましたが、固定資産税も前納している納税の件数全体における割合と、それから金額的な、全体の金額と納税している金額の割合について伺います。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) 田代議員の質疑にお答えいたします。

平成 26 年度固定資産税納税報奨金の交付されている対象者でございますが、納税務者 5,655 名に対し 4,164 名、約 73.6% でございます。また、前納報奨金の金額でございますが、調定額 4 億 3,644 万 7,800 円に対し、前納をしていただいた金額が 2 億 5,546 万 6,700 円、約 58.5% に相当いたします。以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3 番、田代哲郎君。

○3 番 (田代哲郎君) 固定資産税というのは町税収入の中でも非常に大きな部分ですが、納税者の件数で 73.6%、およそ 4 人に 3 人が前納で納めていると。金額にして約 60% が前納で納税されているということで、非常に納税意識が高い、利子との関係もあるでしょうけども、この町の納税意識は高いのかなというふうに思いますが、それを廃止するというので、そういう積極的な納税者の意識に冷や水を注ぐというんですか、逆なでする形にならないのかどうか、そのあたりのことについてはどう考えておられるのかお願いいたします。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長 (西岡秀育君) 田代議員の再質問にお答えいたします。

前納報奨金は、資金力のある豊かな方が納められるものと考えておりますので、今後廃止をしても徴収率には影響はないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (小椋孝一君) 3 番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 資金力のある方が納税している人が多いので、要するにそういうことなんで、多分廃止しても前納するということに影響はないだろうという答弁なんですが、全体に資金力といっても、この町の財政力指数などを判断しても住民の所得水準というのはそんなに高くはないというふうに私は認識してます。だから、そういう中で積極的に納税される方が全部この町の住民ではないと思うんです。25%は町外に居住してて、この町に土地を持っているという方だというんで全部がそういう形に当てはまるかどうかは知りませんが、そういうことになるかどうかは知りませんが、一般的には事業をやっておられる方でもそんなに事業の状況は豊かではないというふうに認識しています。だからやっぱりそういうふうに県内でも今のところ5つの自治体はまだ残ってるということですが、そういう所得水準が比較的低いのに積極的に納税に協力するという住民意識を考えたら、特典としては残すべきだと私は考えるんですが、その点のほうはどう考えておられるのかをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

これは納税意識の高揚ということも絡んでよかったと思うんですが、今の時代、振替納税等々進んでる中で、やはり過去の遺物的な、そうした嫌いがございます。そんな中で、近隣町村等々も見回してみましたら、もう議員御承知のとおり、ほとんどのところがもうやめてると。やはり納税というのは、これはもう国民の義務ですから、奨励金云々というよりも進んで納税をしていただく、これが本来の姿であろうかと思えます。

そんな中でいろいろ検討した結果とし、これを当町においても廃止をしていこうということで決定をさせていただいておりますので、どうかひとつ御理解のほどお願いをいたしたいと思えます。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 今、説明があったんですけども、その説明の中で前納による税が2億5,000万円ですか、そういうことで、約60%近くがそうになってきているということなんですが、意識的にやはりだんだんと景気も悪くなってきているそんな状況の中で、少しでも報奨金があるならばってことで、そういう払い方をとっている方が結構あったということなんですよね。

前納報奨金がなくなったら分割でもええわと、こうなってきて、そうなってくると、よく忘れるんですよ。そういうふうな形で徴収率にもかかわってくるというふうに思うんですが、その辺のところは徴収率に関係してはどのように計算されているのか。

それからもう一つ、ちょっと最初の説明のところも聞き逃したんかわかりませんが、法的にはどうしても前納報奨金を廃止しなければならないのか、そのところもう一度お聞きしたいと思います。以上、お願いいたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) ただいまの美濃議員の質疑にお答えいたします。

徴収率については、25年度決算では固定資産税98.7%でございます。98.7%というのはやはり県下でもかなり高い徴収率かと思います。よって、紀美野町の住民の方は、固定資産税についてそうなんですけども、非常に高い納税意識を持たれているものであって、前納報奨金を廃止したとしても最終的には決算上では98.7%は確保できるものと考えております。

もう1点、法的なものではございますが、これは税法にはのっておりますが、廃止は各市町村でも独断でできるものと考えております。以上でございます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○13番 (美濃良和君) 法的にどうしてもせないかんわけ。

○税務課長 (西岡秀育君) それはしなくてもいいです。

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 紀美野町の納税意識が高いと、私もそうだと思います。

しかし、その納税意識を高めている一つの要因としてこういうふうに前納報奨金というものがあるのではないかと、こう思うんですよ。どうしても報奨金をなくして分割に納税者がそういうやり方をとっていつて忘れる方もあればいろんな形のものが出てくると思うんです。そういうふうな中で、結局税務の職員がそれに対していろいろと対応していかなきゃならない、仕事がふえていくわけですよ。そんだけ町としても超勤とかいろんな形の費用等も出てくるかと思うんですけども、あえて法的にやらなきゃならんということではなければ続けていけないのかどうか、そのところについてはどうですか。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたしますが、この納税意識の高揚でございますが、まず納税のやり方ですか、それが変わってきたと思います。当初は組合を設立して、組合が組合員の納税額をまとめて町へ払っておったというふうなことから、今は振替納税というふうな全体的なそういうやり方が変わってきてるということをまず認識をしていただきたい。そして、この報奨金というのは年間にいたしまして大体前納報奨金は約540万円ぐらいということでございますが、やはりこうした他町等々からもいろいろ見て、そしてこの540万円がどうしたことに使っていけるというふうなこともあろうかと思ひますし、また、今まさに進んでおります振替納税、こうした制度を利用していただければ、先ほど議員がおっしゃられた納税の忘れちゅうんですか、分割であれ何であれ、そうした忘れることもないやろうというふうなこともあろうかと思ひます。したがって、こういうふうな制度が変わってきてるということをまず認識をいただいて、御理解賜ればと思ひますが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 町長の言われる考え方というのは一理あるし、そうであるかと思ひます。しかし、これだけ景気が悪くなっている、そういうふうな昨今になってきているわけなんですよ。税といえはいろんな税がありますけれども、町民にとってするならば税といえは税なんですよ。少しでもそういうふうな面で税金を少なくしたいという気持ちは皆さんおありだと思ひます。540万円のお金を使って、こういうふうな今まで報奨金制度をとってきたと、であるならば、それを続けられないのかどうか。それと540万円取って、実質これもある意味税金が入るならば当然交付税の部分で減ってくる部分があるわけですね。それがこの議会でも2日目あたし議論になった部分で、要するに税の増収があった場合に25%は基本ですから残るけれども、あとのところで交付税の部分で減られないかどうか考えた場合、この数字をもって町民に対する少しでも減税感というか、そういうものを持っていいただければ、いろんな意味で好都合というんか、なっていくんじゃないかと。本当に今厳しい情勢にあるわけですね、一般町民の方々。その辺考えたら、いろんな事情があるんか知りませんが、あえて紀美野町はこういうふうな施策を続けられないのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしますが、私見の見解の

相違やと思うんです。といいますのは、制度はそんなして変わってきとる。そして各町とも近隣町ともそういうふうな廃止の方向でもう進んでるという中で、私はむしろ振替納税のほうへウエートを持っていくべきでないか、そして徴収率を上げていきたい、そうしたい思いであります。したがいまして、議員がおっしゃられるように、この厳しい経済状況の中でこれを削る必要ないんちゃうかというのはちょっと趣旨的に違うような気がしますんで、ひとつ御理解を賜りたいなと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第117号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 今いろいろとお聞きし、またそれに対しての答弁もいただきました。町長言われるように見解の相違というんですか、部分があって、執行する側とそれから納める側の町民の側という意味で意識がそれぞれ、これはどうしようもない違いがあると思います。しかも、そこへ持ってきて現在の情勢というのは本当に不況感、これは税務の担当者のほうでも税金が減ってきてるということで、今の不況、そういうものが影響してきてるというふうに実質数字の上でもあらわれてきてると思います。

そういうふうな中、これはもう本当に納税者の側とするならば少しでも税金を節税したいという気持ちはあると思うんです。町にとってするならば町の執行する側としては、その言われるとおりだと思うんですが、少しでも私たちは町民の皆さん方の願いというんですか、そういう点から考えて税を少しでも少なくしたいという、そういう気持ちにあるということから、議会として判断を求められればその立場をやはり押していきたいと、そのように感じます。そういうことで、現在とられている前納報奨金を引き続き続けていただきたいという立場から、この改正案に反対いたします。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第118号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第3、議案第118号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) これはいいことなのですが、いわゆる出産育児一時金の改正でいいことなのですが、ちょっとわかりにくい人があろうかと思えますので、出産育児一時金の仕組みと改正の経緯などについて、できるだけわかりやすい説明をしていただければと思います。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、田代議員の保険の条例の改正についてお答えさせていただきます。

条例の改正でございますが、今回の条例の一部を改正につきましては、国において産科医療補償制度の見直しとあわせて健康保険法施行令の出産育児一時金等の見直しがされたことに伴う町の条例の改正となっております。

この改正におきましては、見直しをする内容につきましては2つございまして、まず1つ目が被保険者またはその被扶養者が出産したときに出産及び育児に要する経済的負

担を軽減するために支給される出産育児一時金の1万4,000円を増額するということです。それと2つ目が、条例で表示しているのは、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認める加算額についても1万4,000円、これは減額となっております。

条例では非常にややこしい表現になってございます。この加算額につきましては、病院等で生まれた赤ちゃんが万一分娩において重度脳性麻痺となったときに赤ちゃんとお家族の経済的負担を速やかに補償するという、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営します産科医療補償制度への加入するための補償料となっております。この保険料は改正前は3万円で行ってございました。今回の保険水準の見直しで3万円から2万4,000円に引き下げられてございます。

また、それとともに本制度の運営組織である公益財団法人において過去6年間に約800億円程度の保険料による余剰金が生じてきている状況であります。法人のほうでは平成27年以降10年間に1契約8,000円を保険料に充当するという方針をとりました。この結果、保険料が3万円から1万6,000円に引き下げられることとなっております。

なお、ことしの7月7日に国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児金と保険料の総額を42万円に維持するという方針が出されておりますことから、今回の保険料の減額分1万4,000円を出産育児一時金のほうに上乗せするということで、39万円から40万4,000円とする改正となったものでございます。これにつきましては出産された方への支給が40万4,000円と1万4,000円ふえたという形となっております。以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 要するに出産のときに出産費用等の軽減に充てるために出産育児一時金というのは42万円支給されてたけども、そのうちの3万円は脳性麻痺等の事故が起こった場合の補償費用に使われた。実際にはそういう事故というのは余り起こらないので、基金のほうにたくさんお金がたまってきた、それほど基金のほうへ3万円も必要ないのと違うかということで引き下げられて、その分を出産費用等の軽減するための財源のほうへ回すという。だから40万4,000円ですか、ということになるという、そういうことですね。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の言われる、そのとおりでございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１１８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１１９号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第１１９号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

１３番、美濃良和君。

（１３番 美濃良和君 登壇）

○１３番（美濃良和君） この改正の案でございますけれども、さきの提案で子ども・育成支援法ですか、そういう形で子供に関するところの部分で改正というふうなことであったかというふうに思うんですけども、これによって消防団員が不利になるとか、そのようなところはないのかどうか確認しときたいと思います。以上、よろしくお願いします。

（１３番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 美濃議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の条例の一部改正に関しましては、関係法令でございます児童扶養手当法の改正に伴う単なる引用条項の変更ということのみでございますので、今議員がおっしゃられたようなことに関してはないものと考えております。以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第119号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第119号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第120号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(小椋孝一君) 日程第5、議案第120号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第120号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１２０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２０号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１２１号 指定管理者の指定について

（紀美野町セミナーハウス未来塾）

○議長（小椋孝一君） 日程第６、議案第１２１号、指定管理者の指定について

（紀美野町セミナーハウス未来塾）を議題とします。

これから質疑を行います。

○議長（小椋孝一君） １０番、松尾紘紀君。

（１０番 松尾紘紀君 登壇）

○１０番（松尾紘紀君） それでは、少しお聞きします。

このセミナーハウスですけども、年間３００万という町からの補助をしています。指定管理料としておりますが、この２５年度の収支の決算書を見させていただいたところ統括責任者っていうんですか、この指定管理者が３６０万という報酬をもらってるんですが、月にすると３０万、それで３６０万となるんですが、管理料として３００万してる、この管理者がそれ以上の報酬を得てる。そうしてその収支のマイナスが４８万３、９９５円ということになっておりますが、これで、この方が常勤しているのか、そしてこれを円滑に、このセミナーハウスを町内外にいろいろＰＲし、利用してもらおうということで、この管理者がそのようなことを行っているのか。というのは、この旅費及び交通費でも三万五千何がしの出費がなされてるので、その点をお聞きしたいと思います。

（１０番 松尾紘紀君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

（生涯学習課長 岩田貞二君 登壇）

○生涯学習課長（岩田貞二君） 松尾議員からのまず１点目に３００万の補助金に對して総括責任者であります給料が３６０万ということです。この人が生活していくた

めの費用になると思います。また、通常常勤をし、連絡できるようにしておりますので、常勤ということで御理解願いたいと思います。

それから町内外にPRしているのかということでもあります。ホームページ、フェイスブック、マップマガジン等の掲載もしております。そこで制作したチラシ等の配布を行ってPRをしております。以上、簡単ですけども答弁とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 10番、松尾紘紀君。

○10番（松尾紘紀君） 今、担当課長からお聞きしたんですが、セミナーハウスをたくさんの人に利用してもらうということですが、そのインターネットとか、またチラシ等いろいろの広報活動をされてるということなんですが、しかしここに旅費・交通費三万五千何がしと載ってますが、これはそういう類で町外に出てセミナーハウスのよさとかをいろいろPRされてるのではないのかなと思うんですが、課長のほうからそういう説明がなかったのでお聞きしたいと思いますのと、これ町から300万の補助を出しながら当人に360万、そしてマイナス48万3,000円というマイナスを出すと。通常普通の商売であれば、できるだけ経営者がいろいろな面で経営を考えながら立ち直ってやっていくと思うんですが、この指定管理者が月30万、これ毎日この方が出られていろいろされてるということをちょっと私はいろいろな人に聞くとそうでもないようにも聞くんですが、その点はやはりこの責任者も月30万といえればかなりの金額ではないかなと思うんですが、その点再度お聞きします。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） まず3万5,000円の交通費、燃料費であります。その営業活動かというだけでなく、仕入れとかにも行きますし、その食材の仕入れなんかにも車を使いますので、広報だけかと言われると、全部が全部広報だけの費用ではありません。

それから360万、月30万をもらいながらマイナス48万という内容になっているということでもあります。これについては、マイナス要因というのは、まず今回消費税が当初10%に上がるということもあったために備品、消耗品の購入を拡大させたということが経営上の問題であろうかと思うんですが、そういうことと、それから洗面用の温水洗面器を購入、27万の購入をしたということが大きなマイナスの原因かなと思っております。

それと月30万という値段が適正なのかどうかという意味かと思うんですが、生活をしていくための費用でもありということで、常時管理していく中で必要な費用になってくるのかなと、生活とまた運営に対しての、雇用された方々に年に1回何か年末に忘年会みたいな、そういうことの費用にもなるかと思っております。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時43分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時44分）

○生涯学習課長（岩田貞二君） 総括責任者としての運営の方針というかそういうことで少し説明させていただきます。

指定管理を受けた時点、21年ですが、そのときにはその利用者也1,300人と落ち込んでる中で、21年の指定管理を受けてから2,000人から2,300人という利用者をほとんど平均して、この5年間、6年目がちょっと実績が出てないんでわからないんですが、25年までの5年間については2,000人を超える利用者を集めているということで、いろいろ運営の利用者に対しての心遣いであったり営業活動であったりということで理解しております。

それと、地域雇用から始まって食材の調達その他その人が行っている部分もありますし、そのインターンシップとかいう大学生の体験等の取り入れも行って、そういうことをいろいろ総括して運営しているということで御理解願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 10番、松尾紘紀君。

○10番（松尾紘紀君） 私は、これをなぜお聞きするかというと、住民からの貴重な財源をやはりもっとセミナーハウスに対してちゃんと指導していただきたいと思うんでお聞きしてるんですが、やはりこの26年度、これ指定管理者に例えばなったとしたら、月30万というのはやっぱり指定管理者もこのマイナス50万近い金をとということであれば、やはり管理者も25万なり、例えば20万なりというように考えていただいて、それを担当課のほうから指導していただきたいと、このように思います。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 26年までの総括責任者の25年の実績であります
すが、360万円ということで総括責任者に支払われておりますが、次の3年において
は減額した方向で今計画が上がっております。300万円という金額になってるかと思
います。そういうことで総括責任者も努力していくということでもありますので、御理解
賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第121号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。
これから議案第121号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第122号 指定管理者の指定について
（紀美野町山の家おいし）

○議長（小椋孝一君） 日程第7、議案第122号、指定管理者の指定について
（紀美野町山の家おいし）を議題とします。

これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 山の家おいしですけども、町長もよく言われるんですけ
ども、生石高原は近畿の軽井沢だと、そういうふうに誇れるもんだというふうにおっし
ゃってられるんですね。私たちも合併されて紀美野町になりまして、その生石にも登る
ことが多くなりまして、本当にすばらしいところだと思います。ここで山の家を管理し

ていただいて、閉めることなくやってもらうということはもう非常に結構だと思うんですが、何にしてもここは収入といえば物品販売ということだけなんですよね。これは非常に収入の少ないことになってくるというふうに思われるんですけども、これについて指定管理を二百数十万の委託金を出して、ここの団体にしてもらってると思うんですが、その辺の数字等も合わせて、それはやるって言ってくれてるんですからそれでええんか知りませんが、その辺は考えていかなければならんんじゃないかというふうに思うんです。

それともう一つは、指定管理ですから施設については町のものなんですよね。今、何か聞いてみればいろいろごみを置いておくところとか、そういう古いものになってきて、こけかけてるというんですか、そういう状況になってると。そのところの部分については町も何らかのことをしていかなければならんんじゃないか。

それから、あるいはこの団体がたくさんの人を呼んでいくというふうなことの中で、これは施設なんですけど、ごみを集めることはいいにしても子供たちを対象にしていく上で自然を勉強してもらって、そういう教室というんですか、小さなちょっと入ってもらってところが欲しいとか、そういうふうなところのことも言われています。

指定管理をしてやっていただく、かなりこの団体の方々がボランティアでやっていただけてる部分もあるかと思いますが、その辺、町としてもその施設を町がやっていく以上、もう少しその辺について対応が必要かというふうに思いますが、その辺はどうであるのか聞きたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃議員の質疑にお答えいたします。

山の家管理につきましては、生石山の草原保存会、21年から指定管理ということでお願いをしております。収入ですけれども、23年、24年と赤字続きであったのですが、25年からキャンプ場の有料化ということもありまして、25年度の決算については3万4,000ぐらいのプラスということでとんとんということでございます。

それから最近はバスツアーを生石高原へ入れていただいておりますので、観光バスで来られる方が非常に多くなってございます。これから入場者数というんですか来られるお客様がふえるものと思ってございます。

それから生石山の上にごみ置き場であったり倉庫みたいなものがあるんですが、これは県の建物であると聞いてございます。それで、ちょっと古くなって風が吹いたりして危ないということも聞かれていますので、県のほうと今協議を行ってるところでございます。

それから子供たちを対象にした自然教室的なものがないかという要望もいただいております。自然公園ということで、県のいろいろな規制もあろうかと思っておりますので、その辺からも検討してまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第122号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第122号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第123号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第8、議案第123号、平成26年度一般会計補正予算(第6号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番 (田代哲郎君) まず歳入からお願いします。

５６ページ、１２款分担金及び負担金、１項分担金、２目土木費分担金、１節土木費分担金で、災害緊急がけ崩れ対策事業分担金１０６万５,０００円が計上されています。説明では受益者分担金ということだったのですが、ちょっと内容の説明をお願いしたいと思います。

それから５７ページ、繰入金です。１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金ということで、１節も同じです。財政調整基金繰入金１億６,６３５万８,０００円の計上です。繰り入れ後の基金の残高がどうなるのか、これは補正のための繰り入れなんです、どうなるのかお願いいたします。

歳出に移ります。

５８ページで２款総務費で１項総務管理費、５目企画費で１１節需用費、修繕費として２００万円の計上です。ギャップフィラーシステムの修繕ということで説明されてたと思うんですが、内容はどういう修繕なのかお願いいたします。

５９ページに移ります。６目電子計算費です。１９節負担金、補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金９８万１,０００円の計上です。当初予算でも社会保障税番号制度施行に伴うシステム改修委託料１,１５５万６,０００円が計上されてましたが、国民一人一人の年金などの社会保障給付や納税などを管理する共通番号、つまりマイナンバー法に基づく事情の補正だと思います。

住民一人一人に個人番号がつけられて社会に広く流通するということで、名前と番号がわかれば、個人番号をキーとして同一人物の情報データを統合することが可能になります。当初予算でも犯罪などに結びつく危険なものということで、国会でもこの法案に反対したんですが、当初予算審議でも指摘しています。

そこで、地方公共団体情報システム機構というのはどういう役割を担っているのか、そのシステムの中でどういう位置づけなのかお答えを願いたいと思います。

６３ページに移ります。４款衛生費です。１項保健衛生費、３目母子衛生費で８節の報償費というのがあります。相談員の報償費１０万円が計上されています。相談員の具体的な相談活動の内容等について説明いただければと思います。

６６ページ、農林水産業費で山村振興費、山村振興総務費で１９節負担金、補助及び交付金です。長谷毛原寄合会補助金３５１万８,０００円で、こういう地域おこしというのは非常に盛んで、私も毎年の志賀野のほうの地域おこしにかかわってるんですが、長谷毛原寄合会の最近の活動などについて紹介していただければと思います。

それから7款土木費は67ページです。7款土木費、2項道路橋りょう費、それから2目道路橋りょう新設改良費で15節工事請負費、町道平中通り2号線改良工事で7,000万円の減額補正となっています。それから22節補償補填及び賠償金で、やはり町道平中通り2号線が1,000万円の減額補正です。この減額補正の経緯等について説明いただければと思います。

69ページに移りまして、9款教育費、1項教育総務費、3目教育諸費です。17節に公有財産購入費、土地購入費として392万8,000円の計上です。説明で志賀野小学校に係る土地購入だというふうに説明を受けたと記憶しておりますが、ちょっと詳しく御説明を願えればと思います。

それから72ページ、公債費で1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料で長期還元金3億1,889万7,000円の償還額が計上されています。これで償還した後の公債費残高は幾らになるのかお願いいたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 58ページの歳入でございます。土木費分担金、この分担金につきましては、平成26年8月9日、10日の台風11号による大雨で人家等に大きな被害を及ぼした案件でございます。その事業の分担金でございますが、これは県の事業でございます。紀美野町内で4カ所、4地区の人家に被害を及ぼしたものでございます。福井地区、それから安井地区、三尾川、永谷地区でございます。その個人負担費として今回106万5,000円を補正させていただいたものでございます。

それと歳出のほうですが、67ページ、道路橋りょう新設改良費でございます。その中で平中通り2号線について大きな減額となっております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金事業で、国の補助事業でございます。これにつきましては当初予算で3億3,910万円の予算を計上して認めていただいておりますが、国からの補助交付決定額が2億5,428万円との決定でございましたので、全体で8,482万円の減額となりました。それに伴う平中通りの工事内容の変更でございます。その大きなところでは減額の7,051万5,000円につきましては、当初予定しておりました道路改良工事と舗装工事の分でございます。

それから22款の補償補填の1,000万円でございます。これにつきましては龍光

寺橋の架け替工事を行っております。それに伴います水道管の移設替の補償ということで当初予算を認めていただいておりますが、これにつきましても今回減額をさせていただくこととなったものでございます。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは５７ページでございます。歳入、１８款繰入金、１項、１目財政調整基金繰入金の財政調整基金の残高という御質疑であったかと思っております。この予算が通りました後の残高につきましては、１０億６,９７２万８,０００円となります。

次に５８ページでございます。５８ページ、２款、１項、５目企画費の中の１１節需用費の修繕料２００万円についてお答えいたします。これにつきましては、ギャップファイラーシステムの修繕料となっております。工事期間も含めまして約５年経過しております。そういった中で送受信施設等の送受信設備の修繕であるとかケーブルの損傷による取りかえ、またアンテナなどの修繕などが主なものでございます。機器の老朽化による機器の取りかえということでございます。アンテナを含めまして。そういった内容でございます。

それから５９ページ、２款、１項、６目電子計算費の中の１９節負担金、補助及び交付金の中の地方公共団体情報システム機構というのはどういうものなのかという御質疑であったかと思っております。この地方公共団体情報システム機構と申しますのは、番号制度の導入という国の大きな改革の中で地方分権の理念に立ち、地方公共団体が協働して運営する組織でございまして、平成２６年、本年であります、４月１日に設立された団体でございまして、国から委託された個人番号の付番システムの個人番号関連システムの構築・整備を図る団体でございます。

今回計上させていただきました、この９８万１,０００円につきましては、番号制度の中の間サーバープラットフォームというのをこの機構でつくることになります。これは協働してつくるわけですが、そのプラットフォームをつくっていただくための負担金、それぞれの市町村が払うわけでありまして、その負担金として９８万１,０００円の計上となっておりますのでございます。

次に７２ページでございます。７２ページ、１１款公債費、１項、１目元金で、今公

債費の残高、この予算が通りました後の残高につきましては９７億３，１４８万５，０００円でございます。以上でございます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） ６３ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、３目母子衛生費の８節報償費の相談員の報償費ということでございます。発達相談について説明いたします。発達相談とは、心身の発達に課題がある、また障害がある乳幼児の発達相談により発達検査を行い、それに基づき親やかかわる保育士等に子育ての方法等のアドバイスを行う事業でございます。また、必要に応じて医療機関や他の機関の紹介も行っているところでございます。

２５年度の相談件数は３３件でありました。平成２６年度の予算は３５件を認めていただいておりますが、この１０月８日現在で既に相談確定数が４４件ございます。さらに未確定ではありますが、今後相談を予測される件数が新たに６件程度ありますので、計５０件の予算となるもので、今回１５件の補正をお願いするものでございます。ちなみに２名の相談員をお願いしているところでございます。以上、説明といたします。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） ６６ページをお願いいたします。５款、４項、１目山村振興総務費、負担金補助３５１万８，０００円、長谷毛原寄合会補助金ということでございますが、議員質疑の最近の寄合会の状況ということでございます。長谷毛原地区におかれましては、過疎集落再生・活性化支援事業ということで、３カ年事業で２６、２７、２８年と行われることになりました。１回目の寄合会が平成２５年６月１２日に行われまして、それ以後６回寄合会を行ってございます。県の承認を１１月に受けまして、１１月１１日に知事のほうから記者発表されたところでございます。第６回の寄合会につきましては平成２６年１２月４日に行ってございます。県の承認を受けた最終事業計画の報告であったり今後のスケジュールであったり、また規約の制定であったり検討していただいております。以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 大窪茂男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 議案書の69ページの9款、第1項、3目の教育諸費の17節公有財産購入費392万8,000円でございます。これにつきましては、旧志賀野小学校用地でお借りしてた分が借地契約が終了したということで、2名からお借りしてた分でございます。これにつきましては当時田んぼをお借りして造成したということでございますが、現在その部分につきましてはグラウンド拡張のときに水路ということになっております。ということで、お返しするというわけにはまいらないということで、土地を購入したいということで計上しております。

（総務学事課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 総務管理費の6目、電子計算費について引き続き質疑します。地方公共団体情報システム機構というのは要するに中間サーバーで、プラットフォームという表現からしたところでデータをまとめて一旦そこへ集約するんだろーと思うんですけども、この事業のスケジュールでは2015年、来年の10月に住基カードに基づいて町から住民一人一人に12桁の個人番号が通知されることに、予定どおりであればそういうことになっているわけですが、現在の進捗状況というんですか、どの程度の状況なのかお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず地方公共団体のこの98万1,000円でございますけれども、これにつきましては、その中間サーバープラットフォームの利用の負担金ということでございます。中間サーバープラットフォームにつきましては、議員の御質疑の中にあつたとおりでございます。情報を集約いたしまして、それを共同で他の市町村が使い合うといった、そういうふうなものでございます。

それから現在の進捗状況という御質疑であつたかと思いますが、平成26年度におきましては番号制度に係るシステム改修に取り組んでおるところでございます。これは平成27年3月をめどに取り組んでおるわけでありまして、現在改修システム名といたしましては住民基本台帳、この10月には住民基本台帳税務情報団体内統合宛名というところでTKCに委託をいたしまして、進めておるところでございます。

また、11月には番号制度に係るシステムといたしまして国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、介護保険、健康管理、国民年金についても取りかかっています。これも平成27年3月をめどにやっておるわけでございます。こういったことを現在26年度では進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 今の答弁では、出張公共団体で共同で管理する中間サーバーで、来年度に、いわゆる税務のデータであるとか、それから保険関係の国民健康保険、介護保険のデータであるとか年金のデータであるとか、そういったもののデータが全てそこへ集約されるという、行く行くは一つの番号でそこへ集約されていくわけですけど、自治体としては国の法律に基づいてシステムを構築するということになってるのでそうせざるを得ないんだということだと思いますけど、そういうデータが全部1カ所へ集まってしまって1つの番号で集約されるようになると、やっぱりその番号と個人名が突合できれば、そこからいろんなデータを引き出すことができるわけです。例えば税務であるとかそういったこともできるんで、犯罪者が狙うとすれば格好のターゲットになる可能性があるというふうに言われています。

住基ネットだったら本人の住所、生年月日とかいろいろデータの中にあるんですが、ただ、そういうふうにとくさんのデータが1つの番号で集約されてしまうと、住基ネットとは比べ物にならないほどの危険性が潜んでいると私たちは危惧しています。

そこで、プラットフォームでそういうのを全てセキュリティ管理はやるんやということになろうと思うんですけど、運用に伴うセキュリティの脅威とかプライバシーの保護というんですか、そういうのが非常に難しいんじゃないかというふうに危惧しています。

1カ所破れると全部そこからいろいろセキュリティが破れるんじゃないかというふうに認識しているんですが、その点に関してはどう考えておられるのかお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答えを申し上げます。

確かに議員の御質疑の中にもございましたように、どのようなシステムをしてもそういうふうな脅威があるわけでありまして、この制度につきましては、最初はこの中間サーバーというものを各自治体で管理してやろうというふうな形で、議員御承知だと思いますが、そういう形だったんですけども、先ほど申しましたようにセキュリティとかそういった問題、懸念が出てきます。より強固なセキュリティを確保しなければならないと

いうところで、国のほうでも、これは全国で2カ所と聞いておるんですけども、2カ所にこういった中間サーバーのプラットフォームを設けましてセキュリティ管理に努めていくと、各自治体でやるよりも、より安全であろうということであろうかと思います。

この制度自身に対するいろんな御懸念、これは議員お持ちだということは私も理解するところでありますけれども、私ども自治体といたしまして、やはり国の制度で動いております。この国の制度で動いておる制度の中で、我々も決められたスケジュールに基づきまして粛々とその路線を進まなくてはならないということでございます。答弁になっていないかいるかどうか分かりませんが、そういうところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 若干お聞きしたいと思います。今田代議員のほうでいろいろと質疑がされましたので。1つは歳入の部分で、56ページですか、分担金及び負担金の2の土木費分担金、先ほどの説明があったように4カ所において台風による災害があつて、その5%分のものであると、こういうことであつたというふうに思いますが、これ5%のその数字、やはり災害というふうなことでございますので、できるだけ低くということをしていくべきではないかというふうに思いますが、それについてお聞きしときたいと思います。

それから電子計算機の59ページなんですけれども、今説明もあつたんですが、非常にこの部分については難しくって、国の方向がはっきり定まらんということの中で町のほうも非常に困ってると。これについていろいろと言われるように、アメリカ等なんかでも言われてるすりかわり等の部分もあつたりするわけでございますけれども、大体私は聞いておつたのは、消費税の増税がされてきてる中で、今の政権党の中でも2つの案が以前あつて、1つが軽減税率、もう一つは社会保障の部分については減税すると、そういうふうなことで、その消費者、我々がその消費をする社会保障分についてのそれを把握する上でマイナンバーというようなことが必要になったと、こういうふうな形であつたかというふうに思うんです。その辺についてはどう把握されているのかお聞きしときたいと思います。

それからもう1点、65ページの地籍調査ですが、ここで減額があつたということで

ございますが、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから67ページ、道路橋りょう費の中の道路橋りょう維持費、ここで需用費の電気料26万4,000円、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから68ページ、住宅費、住宅管理費の需用費の修繕料90万についてお聞かせいただきたい。

それから72ページ、公債費で今も説明があったんですけども、繰り上げ償還がされると、この繰り上げ償還される部分の起債のパーセンテージ、利率の説明をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時30分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

○議長(小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 私からは美濃議員の歳入の56ページ、土木費の分担金でございますが、この分担金については台風11号の大雨による人家の裏山崩壊の4地区ですが、その事業費に対する地元負担金ということで説明をしましたが、この事業につきましては県の事業でございます。県が90%の補助をしてくれるという事業でございます。そのうち地元負担が5%となっており、これにつきましては個人の財産のところを補修していただくということで、できるだけ低くすれば地元も喜ぶと思いますが、応分の負担金として5%ということで御理解をお願いしたいと思います。

それと歳出のほうで、67ページでございます。道路橋りょう維持費の需用費、電気料でございます。これの電気料につきましては、紀美野町内のトンネルがあります。その中で照明をつけている雨山トンネル、それから上ノ城、真国トンネル、それから美里トンネルがありますが、それに使われている電気ということで、年間見込みが420万円ほど要するという中で予算的には少し少なかったもので、今回8%の消費税ということで、

今回不足分の26万4,000円の補正をお願いしているものでございます。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは59ページ、2款総務費、1項、6目電気計算費の中の地方公共団体システム機構負担金98万1,000円の中で、この質問の中で議員の御質疑につきましては、税番号制度というのは国において軽減税率、消費税の軽減税率または社会保障のための減税をするための税の把握をするためにこの制度が導入されたんだという議員のお言葉でございました。軽減税率等につきましては例えば食料品であるとかそういったものが減税されるものと認識しておりますけれども、どちらにいたしましても国のほうで政策として今後どのように決まるかにつきましては私どもわからないわけでありまして、こういった政策については国の政策でございますので、今後どのようにしていくのか、軽減税率が成立するのか、また減税という形で消費税増税に対応していくのかにつきましては国の今後の問題であるという認識を持ってございます。

また税番号制度につきましては、複数の機関に存在する個人情報、同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障税制度の効率・透明化を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会インフラであるという説明を受けておるところでございます。

次に72ページの11款公債費、1項、1目元金でございます。これについての利率の御質疑がございました。この3億1,889万7,000円につきましては、10件の起債の返還、繰り上げ償還ということでございます。利率につきましては1.05から1.53%の間でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 私からは68ページ、7款土木費、3項住宅費、1目の住宅管理費の需用費、修繕費の90万の内訳でございますが、雨漏りに対する修繕、それから床修繕、それから退去に伴う修繕、その他の修繕ということで計上させて

いただいております。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 地籍調査課長、尾花君。

(地籍調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長 (尾花延弥君) 私からは65ページ、地籍調査事業費の減額ということでの御質疑にお答えいたします。一般財源302万9,000円の減額でございますが、13節委託料につきまして入札差額が生じたので、一般財源より補助等への財源変更をしたものでございます。

(地籍調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 56ページの土木費分担金、これは今の説明でしたら90%が県で、あと残り10%町と地元ですか、そういうふうなことになってくるわけですか。

あと、それから59ページの電子計算費の中の負担金、補助金の地方公共団体情報システム機構負担金ですか、今、要するにまだよくわからんということなんですよ。その軽減税率が社会保障に関する部分で減税かと、これについてはわからんということで、恐らくそこまで説明は来てないと思うし、今何か選挙前になってきて自民党も軽減のほうへ話が行っているようなんですが、何にしてもそうであったとしたら、何がどのように今後使われていくのか。もし本当にそれが目的やったら大きな損失になってくると、国のお金の使い方として。

それともう一つは、今後、税の話はありましたが、これを利用すれば徴兵制等が敷かれた場合に、要するに徴兵のがれというふうなことについてもこれは利用されていくという、そういうふうなものにもなっていく、使えるわけですね。それをお聞きしときたいと思います。

それから65ページの地籍調査で委託料については入札差額であったと、その上にある報酬を地籍調査推進員の報酬がこれも140万の減額になってるということなんですけども、これも要するに事業が小さくなったということなんですか。それについてお聞きしたいと思います。

67ページで議会2日目のときにも申し上げたんですけども、67ページの道路橋りょうの道路橋りょう維持費でトンネルの電気代なんですけど、これは結局電気代が要する

に上がったからこの分を増額したという説明だったかというふうにと思いますが、決算の中でトンネルの明るさについて調査をされるということの答弁がされたんですけども、それについてはまだそれにかかってないわけなんですか。

と申しますのも、やはりこれは紀美野町になる前からなんですけれども、上ノ城の長いやつは県ですよ。あと残りは町管理になってきていると思うんですけども、走っていったらわかるように明瞭なんです、明るさが。町管理の特に雨山とそれから三本松トンネル、電気代が非常にかかるということもあったりして、常につけとかなきゃなりませんから、そういうことで抜いてるというんか、たくさんついてますけども、そのうちついてない蛍光灯があるんですよ。これはやはり危ないんですよ。明るいところ、日差しも明るいところから一遍に入ると目が一気に変わらんと、徐々に行ければ目がその明るさになれるんですけども、明るいところから暗いところへ一遍に入ると本当に危ないことになってくる、そういう点で通行される方々から何とか改善がされないかということで要望は聞いたりするんですけども、今よく町がやってるLED化とか、上ノ城トンネルの場合はセンサーでついたり消えたりというふうなこともされてるみたいですけども、何らかの形でしとかなければ、特にバイクの高齢者がふえてきている関係でそういう事故の心配もあるかと思いますが、電気料金が上がって少し間引きを減らしたんかなというふうに思ったんですが、そういう点についてお聞きしたいと思います。再度聞きたいと思います。

72ページ、公債費で今課長の答弁された1.05から1.53%の分だということなんですけど、これより高い利率のものはもうなくなったんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 私からは56ページ、土木費の分担金でございます。これにつきましては議員言われるとおり町5%、それから地元が5%ということで合っております。

それと歳出のほうの67ページの電気料でございます。議員言われるようにトンネルの本数も多い中で、上ノ城のほうは県の管理ではなく今は町のほうの管理になっております。上ノ城のトンネルにつきましては議員仰せのとおり感知式で車や人が通ると電気がつくようになっていて、電気のほうの明るさ等も整備できるところでございますが、三本松トンネルとか雨山トンネルにつきましては、以前は余り通行量がないということ

から、間引きというかそういうふうなことも行っていましたが、その後いろいろ通行に支障を来すというような要望があれば、それを点燈して管理していたところでございます。今後も維持管理はして行きますが、議員仰せのＬＥＤ等もいろいろ考えてはいますが、電気代もかなり安くなると思いますが、ただ、電球だけを変えるというわけにいかないので、器具ごと変えるというようなことで、かなりの予算がいるということです。今後検討していきたいと思います。それによって維持管理もしやすくなると思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再質疑にお答えを申し上げます。

まず５９ページでございます。５９ページの２款、１項、６目電子計算費の中の１９節の御質疑でございます。ちょっとこの御質疑から離れてるかと思うんですけども、議員御指摘のとおり国のほうでは軽減税率または減税についていろいろと議論がなされているということにつきましては、私どもも周知をいたしております。ただ、これがどういった方向になっていくのかということまでにつきましてはちょっと私どもでは推測できないところでございます。今後国においての議論の結果を待つということでございます。

それから徴兵制についてのお話がありました。こういう税番号制度、背番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますけれども、それについて今後徴兵制といったような、そういったものにも利用されるのではないかという御質疑でございましたけれども、これにつきましては私ども国のほうからそういった説明は現在受けてございません。

公債費の利息でございます。７２ページでございます。７２ページ、１１款公債費につきましての先ほど申しました１．０５％から１．５３％の間にある利率の１０本の起債を返す、繰り上げ償還するわけでありますが、これよりも高い利率があるのかという御質疑であったと思います。これより高い率のものはございます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 地籍調査課長、尾花君。

○地籍調査課長（尾花延弥君） 私からは美濃議員の再質疑にお答えいたします。

６５ページの６目地籍調査事業費でございます。美濃議員の御心配されてるかと思いますが、地籍調査では小字単位で調査してございますので、事業が小さくなったというようなことはございません。

１節報償費につきましては、当初において閲覧等、また現地調査において推進員にお

願いしてございますが、閲覧期間が二十日間ございまして、前年度の地区が5地区ございました。それに伴いまして推進員が2地区で同じ方がなられておられましたので、2地区を1つの地区と考えまして、閲覧のほうで推進員が1人立ち会いしていただきましたので減額となりました。

それと調査のほうにおきまして当初160日程度見込んでおりましたが、全体で71日間の短縮となりましたので、減額となりました。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 56ページの土木費分担金で要するに県90、町5、それから地元5ということで、その数字の5がこの106万5,000円になってるということなんですけれども、5%を町が持ってるというものの、できれば5が6というふうな形にならないのかどうか、そのところ、大変災害ということで町も大変なんですけれども、個人も大変かと思いますが、それについて聞きたいと思います。

それから59ページの電子計算費のマイナンバーなんですけれども、減税等については軽減であれ社会保障の減税であれ国のほうは入ってこんようになったらパーセンテージを上げていくというふうなことがあるので、余り我々の懐から出てくる金は変わらんとということで、基本的な消費税制度と国全体の税について考えなきゃならんというふうに思いますが、あと、今いうところの徴兵制、徴兵のがれ使おうと思えば使えるわけですね、要するに。どこかに逃げて住居を置かなければわかりませんが、病気になれば保険も使わなきゃならん。そういうふうなことで一旦置いてしまうとどこにいてるということはすぐにわかってしまうという、そういうふうな形になるわけでしょ。そういうふうなシステムであることには、税金がわかるんですから、その辺だけ確認しときたいと思います。

それから最後の72ページの公債費なんですけれども、まだ少し高いものが残ってるという答弁であつたんですけれども、町のほうのやりくりというのは私のほうでわかりませんので言うて悪いんですけれども、できるだけ高いものからというふうに普通考えていくと思うんですけれども、利率の高いものからなくしていけば町が楽になると、そういうふうな点で今後繰り上げ償還についてはどのように考えておられるのか、お聞きしときたいと思います。

もう1点、トンネルについてはそういうふうに今後も検討していただくということなんで、それはそれでよろしくお願いします。以上、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず56ページの土木費の負担金ということで先ほどから何回も御質疑いただいているようでございますが、やはり災害に伴って自己の財産、これに被害が及んだ場合には、やはり受益者負担というのは私は必要であると思います。その受益者負担をこの5%ということでなっておりますので、やはりこれについてはとっていききたい、そのように思います。

それと、59ページの地方公共団体の情報システムの関係でございますが、徴兵制度と、何と飛躍した今質疑を受けておるわけでございますが、今のところそうした徴兵制度云々ということは出てきておりませんので、今ここで回答するわけにはまいりませんので、御理解を賜りたいと思います。

それともう1点、公債費、これにつきまして高い利率から返していけよと、それはもうおっしゃるとおりでございますが、重々私どももそうしたことを検討しながら返済をいたしておりますので、今後ともできるだけ繰り上げ償還をしていきたい、そうした思いでおりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時58分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 申しわけございません。この制度で徴兵制の制度が使えるのかという御質疑であったと思います。現在、行政機関がどのような場面でマイナンバーを利用するかにつきましては法律や条例で定められており、それ以外に使用することは禁止されております。現時点におきましては法律上でも条例的にもそうでありますけれども、国の制度として現在徴兵制というのがございませんので、現時点におきましては、法律にもない条例にもないというものにつきましてはこのマイナンバーを利用

することはできません。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 59 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 01 分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 123 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） 補正予算に反対する理由としては、先ほどから美濃議員が再三質疑してるように、歳出の総務費に社会保障税番号制度施行に伴う地方公共団体情報システム機構負担金 98 万 1,000 円が計上されていることです。これは昨年 5 月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくものです。共通番号制度というのは、複数の機関にある個人の情報を同一の情報であるか番号で確認して利用する制度です。

つまり、今だと戸籍のデータ、それから年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度というのは住民課が管理してます。その住民課の中でもそれぞれの担当部局で管理されて、それが交流するということはありません。それから税に関しては税務課で管理されてるし、そこで十分な秘密が厳重に守られています。それと介護保険に関する情報は介護保険の番号を初めとしてどのような利用をされてるのかとかどういうふうに介護保険をその人が利用しているのかなどということは保健福祉課で厳重に管理されてます。

そういう複数の機関にある個人の情報を同一に 1 つに集めてしまって 1 つの番号で管理するということで、同一人の情報であるか番号で確認して利用します。実施されれば至るところで本人確認が求められるということになりますし、大半の住民が自分の個人

番号を証明することが求められます。ですから、個人番号カードを保持し提示しなければなりませんし、先ほどから徴兵制等の問題とかありますけど、今の法律ではそういうことには使えないということになってますが、将来それをそういう方向へ悪用すると思えば、必ず個人がどこに今いて、どの自治体に、例えば紀美野町からどこかへ移っても、その番号1つでどこに住んでるということ、それからそこで税金を納めているかどうかとか、いろんなことが正確に把握しようと思えば把握できます。だからそれほど非常に危険なもので、何にでも使えるという、法律さえ変われば何にでも使えるという危険性を持っています。

とにかく住民一人一人に唯一無二の個人番号がつけられます。今はもう全部国民健康保険の番号、後期高齢者番号、介護保険使用の番号というのは、年金番号もそうです、全部それぞれの課が厳重に管理して、それ1つを知ったところでその人の全てがわかるということはないんですけど、その番号が1つに統合されるんで、その番号1つでその個人の情報のいろんなことがわかるということになります。ですから怖いのは、それが社会に広く流通するので、その番号をキーとして同一人物の情報を集めようと思えば、情報データを統合することは可能になります。

町は国の法律に基づいてシステムを構築するもので、今はその法律の範囲でできないということでもあります。でもその番号が流出しないように中間サーバーという形をつくられるということですが、実際に外国で起こってる例とかを考えれば、アメリカでも韓国でも、個人のパソコンでも大量の個人情報を名寄せして体系的に整理することが可能になります。これはガードしててもやっぱりそこへ入るということは可能ですから、そういうことも可能になるようになります。それが簡単にコピーされて、犯罪のために格好のデータとして利用されるということもあり得ますと考えます。

個人の番号で、今だったら住所だとか電話番号とかそういう個人情報が漏れたということでデータを持ってる会社が問われるんですが、そういうもんでなくて1つの番号と名前があれば、その人に関しては全ての情報を手に入れることができるので、その怖さがあります。最も犯罪を考える場合は利用価値が高いのは、普通の人に利用価値はないのですが、何かをたくらんでいれば非常に利用価値の高いデータになって、どこに住んでもそれを追っかけるということになります。

そういう非常に危険なものだということで、私たちはこの社会保障税番号制度というものに反対しています。町は先ほどからも言うとおりの、法律にのっとって、そのシステ

ムを構築するということで、町だけではセキュリティがきちっと確保できないということで中間サーバーをつくって、そこへ情報データを集めてしまうということで、しかしそれとても侵入されないという保障は何もないんで、今のセキュリティの技術では。町はそういうことでやってるものですけど、私たちがそういう制度そのものがあるということは非常に危険だというふうに考えていますので、国のレベルでもその制度には反対しています。

したがって、この一般会計全体に特にこれ以外に問題はないんですけども、この補正予算に反対せざるを得ないということがありますので、反対を表明します。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第123号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時10分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長より発言の訂正の申し出がありますので、こ

れを許します。

生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 松尾議員の質疑の中で、私が「生活するための費用と思われる」というような表現をいたしました。この部分を削除させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎日程第9 議案第124号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第124号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 議案第124号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑をいたします。

歳入からです。歳入の79ページ、10款繰入金です。1項繰入金、2目財政調整基金の繰入金、1節も同じです。財政調整基金繰入金が3,401万2,000円計上されています。これは補正のための繰り入れなんです、繰り入れて後残高がどうなのか、どういう状態になるのかお聞かせください。

歳出に移ります。80ページです。2款保険給付費、1項、一般被保険者療養給付費、1目療養給付費で19節、負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費が8,888万6,000円の補正です。一般被保険者療養給付費の26年度の推移はどういう傾向なのかをお願いします。

続いて4項で、高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、同じ80ページになります。負担金、補助及び交付金で、ここでも一般被保険者高額療養費1,129万4,000円の計上です。一般被保険者高額療養費のやっぱり今年度の推移の傾向、大まかに言えばどういうふうに移転してるのかお願いいたします。以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

ます。

ページ数は79ページの10款繰入金、1項繰入金、2目の財政調整基金繰入金で、補正においては3,401万2,000円の予算を上げさせてもらっております。この繰り出した後の基金の残高ということでございます。この補正で後ではまた出てくるんですが、財政調整基金への1万1,000円の繰り入れというのがございます。今回の補正後の基金の残高につきましては1,232万3,000円となっております。

それから次、歳出でございます。2款の保険給付費、1項の一般被保険者療養諸費の1目の療養給付費のうち一般被保険者療養給付費の8,888万6,000円の補正ということになっております。この推移、それからまたその下の2款、4項、1目の一般被保険者高額療養費の1,129万4,000円の補正でございます。これについてのことしの推移、動きはどうかということでございます。

これにつきましては、保険給付費の総額の当初予算の決定額につきましては平成24年度の実績をもとに予算化しているところでございます。一般被保険者のまず療養諸費の療養給付費につきましては、平成25年度の決算額の7.52%、これにつきましては平成26年度の4月から10月までの実績の前年度の増加分ということで推移しているところでございます。

その次、一般被保険者高額療養費につきましても、25年度の4月から10月までの総額とそれとことしの4月から10月までの総額を比較しましたところ6.32%ふえているという状況でございます。推移につきましてはそのような推移で現在まで至っているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） いずれも一般被保険者療養給付費で7.52%昨年実績よりもふえているという。それから一般被保険者高額療養費の推移でも、昨年4月から10月とことしの4月から10月を比べると6.3%程度上回っているということで、いずれにしても給付費がふえていっているという状況で。そこで一般被保険者の高額療養費のほうでの件数、レセプトの件数の推移は件数としてふえてるのか減ってるのか、程度のこと結構ですから、もし御答弁願えればと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） これは全体のレセプトの数なんですが、約2%程度や

はりふえてるということになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１２４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第１２５号 平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１０、議案第１２５号、平成２６年度紀美野町国民
健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） 歳入で８９ページに当たります。繰入金、１項繰入金、１
目一般会計繰入金、１節も同じです。一般会計繰入金が３１５万１,０００円の減額補
正です。その理由として４款繰越金ということで１項繰越金、１目、１節、同じ繰越金
です。３８３万４,０００円の繰越金が発生したということで、一般会計からの繰入金
を減額しています。患者数の推移はどうなってるのか、全体で結構ですので、個々にで
なく全体で結構ですので、診療所における患者数の推移はどうなのか、今年度の傾向で
結構ですからよろしくお願いします。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

診療所の全体の患者数ということでございます。申しわけございません、ちょっと手元のほうに資料としては持ってございません。ただ、対象者が減っているということで、昨年度の決算につきましてもある程度の減少という傾向が見られておりました。ことしについても同じような傾向ではないかと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 39 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 39 分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 125 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１２６号 平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第１号)について

○議長（小椋孝一君） 日程第１１、議案第１２６号、平成２６年度紀美野町後期
高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１２６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１２７号 平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算
(第２号)について

○議長（小椋孝一君） 日程第１２、議案第１２７号、平成２６年度紀美野町介護
保険事業特別会計（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） １０９ページをお願いします。歳出のみの質疑です。２款
保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費で１９節負担金、
補助及び交付金、居宅介護サービス給付費が１,０７７万４,０００円の補正です。同じ
く２目地域密着型介護サービス給付費、１９節負担金、補助及び交付金で地域密着型介
護サービス給付費も１,０１７万３,０００円の補正になっています。

3目の施設介護サービス給付費は施設介護サービス給付費が372万7,000円のみの補正です。施設サービスに比べて居宅サービスと地域密着型サービスの補正額がやや大きいようですので、1目、2目、3目それぞれの補正内容について、サービス利用の状況がどういう推移になってるか説明をお願いします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

109ページの2款給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、同じく2目地域密着型介護サービス給付費、それから3目施設介護サービス給付費の増額、推移がどういうふうになっているかという御質疑だったと思います。

居宅介護サービス給付費では、平成25年5月から12月と平成26年5月から12月の給付費を比較してみますと、主なもので訪問介護では104.0%、通所介護では107.6%、特養の短期入所では108.9%、老人保健施設の短期入所では176.9%の伸びが見られております。他の居宅サービスではマイナスであり、居宅全体では昨年度の決算と今年度の額を見てみますと104.9%の伸びでございます。今回施設居宅サービス分で959万円とその他の居宅サービス分で118万4,000円、計1,077万4,000円をお願いするところでございます。

次に、地域密着型介護サービス給付費では、平成25年5月から12月と平成26年5月から12月の給付費を比較してみますと、小規模多機能居宅介護で247.3%ありますが、これにつきましては昨年6月に新しく開所された地域密着型介護施設で給付費の増となってございます。他のサービス、認知症対応型グループホームやグループホームのデイについてはマイナスでございます。地域密着全体では、昨年度の決算額と補正後の額で見ますと118.1%の伸びでございます。今回1,017万3,000円をお願いするところでございます。

次に、施設介護サービス費についてでございます。平成25年5月から12月と平成26年5月から12月の給付費を比較してみますと、特養施設ではマイナスでございます。老健施設で102.5%、介護療養型医療施設で117.2%と伸びていますが、施設全体で昨年度の決算と補正後の額を見てみますと101.6%の伸びでございます。なお、今回372万7,000円をお願いするところでございます。

小規模多機能型居宅介護ということで少しややこしいんですが、デイサービスを中心に利用しながら必要になった場合ショートステイや訪問介護が受けられるというセットになったメニューで、自宅に住みながら利用できる介護サービスの一つでございます。以上、当初の予想を上回るもので、御理解いただきたいと思いますので、お答えいたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 4 7 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 4 8 分)

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 介護老人保健施設、つまり老健での短期入所、つまりショートステイが 1 7 6 . 9 % にふえてるというのは、その原因というのはどういうことなのか、わかる範囲で結構ですから。ほかの全体的にショートステイがふえるというのはわかるんですが、特養とかはそんなにふえてないのに老健だけ 1 7 6 % というのはちょっとわからないというか、ちょっと不思議に思うんで、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 老健の短期入所、ショートステイでございます。

1 7 6 % の伸びということでございますが、短期的なものがあるかと思えます。老健の短期入所で昨年 2 5 年 5 月から 1 2 月の給付費で 3 8 7 万 2 , 4 2 1 円、それが本年平成 2 6 年 5 月から 1 2 月で 6 8 5 万 8 5 0 円ということで、2 9 7 万 8 , 4 2 9 円の伸びがございました。によって、1 7 6 . 9 % の伸びがあったということでございます。一時的な数字かも知れませんが、一応数字的には出てございます。以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） いずれにしても老健だけではなく介護療養型医療施設も伸びてますし、施設・居宅ともかなり利用がふえてるということがうかがわれます。1

つはお伺いしたいのは認定者の総数がどうなのかと、こうまで高齢化率が上がるとともにこれだけ利用給付が伸びてくると、やっぱり介護予防というのが非常に大事になってくるだろうと思うんですけど、先般の一般質問でも述べさせてもらったように、やっぱり人の問題等も含めてそういう介護予防事業に行くのは本気でってみんな本気でやるんですけども、この町の介護予防の事業というのはほかの町にとって決しておくれはとってないんですけど、それ以上のやっぱり介護予防をやっていないと、かなり先々思いやられるなという気がします。その点についてお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の質疑でございます。

現在の認定者数ということでございます。24年度につきましては1,004人という数字が出てございます。それから25年度が998人と少し減少しました。ところが26年度に入りまして1,019人というふうな形の推移が見られます。国・和歌山県・紀美野町を見てみますと、やはり25年に対して26年では緩やかな推移がございます。

続いて、認定者が多くなれば介護予防は必ず重要かということでございますが、議員おっしゃるとおりでございます。介護予防をして、できるだけ介護保険にかからないような事業を積極的に進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第127号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第127号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２７号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１１時５５分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午後 １時３０分）

◎日程第１３ 議案第１２８号 平成２６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別
会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１３、議案第１２８号、平成２６年度紀美野町のか
みふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１２８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第１２９号 平成２６年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１４、議案第１２９号、平成２６年度紀美野町農業

集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１２９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第１２９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１３０号　平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　日程第１５、議案第１３０号、平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１３０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第１３０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３０号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１３１号 平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１６、議案第１３１号、平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１３１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１３１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１３２号 平成２６年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小椋孝一君） 日程第１７、平成２６年度上水道事業会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１３２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１３２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 請願第１号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について

○議長（小椋孝一君） 日程第１８、請願第１号、「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について、議題とします。

請願について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員長、向井中洋二君。

（産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇）

○産業建設常任委員長（向井中洋二君） それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

付託を受けております請願第１号「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について、１２月５日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果の御報告をいたします。

政府は、本年６月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において、農業の成長産業化に向けて「農業協同組合の見直し」などを柱とする農業改革を推進することを決定いたしました。

政府が進めようとしている「農業協同組合の見直し」の方向は、これまで一貫して地域の農業者、地域住民とともに歩みを進めて今日の姿を築き上げてきた農協の存在を軽視するものであります。

特に、「規制改革実施計画」等において検討・措置しようとしている「准組合員の事業利用制限（ルール化）」は地域住民の事業利用権を侵害するものであり、またＪＡの機能を補完する中央会・全農等の組織改編は、地域に根差して農業振興と地域活性化に取り組む農協の存在を危うくし、協同組合の根幹である農業者等による共同行為を否定

することにつながりかねないものであります。

協同組合とはいえども時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていくべきことは言うまでもありませんが、それらの改革はあくまでも組合員の総意による協同組合自身の自己改革が基本であります。

「農業協同組合の見直し」に当たっては、農業振興はもちろんのこと地域の活性化に向けた農協の役割発揮を後押しするためにも、当事者である農協や組合員などの現場の意見を汲み上げたＪＡグループの自己改革の内容を尊重した見直しになるよう強く求めなければならないものであります。

このようなことから、請願第１号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

１３番、美濃良和君。

(１３番 美濃良和君 登壇)

○１３番（美濃良和君） この間に農協とそれから農業委員会に対するこのような動きがあるようでございますけれども、この委員会では、請願理由にあります政府が進めようとしている農協改革は、自主自立を基本とする協同組合のやり方と、こういうふうなことでおかしな方向というんですか、にあると思いますが、それについてその政府がどういうことからこういうふうな方向にかじを切ってきているのか、非常にＪＡとそれから政府というのは悪い関係ではなかったはずでございますけれども、その辺はどのような審査をされたのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

(１３番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業建設常任委員長、向井中洋二君。

○産業建設常任委員長（向井中洋二君） 今の御質疑ですが、今のところそういうことはございません。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから請願第１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第19 発議第6号 「農協改革」に関する意見書(案)について

○議長(小椋孝一君) 日程第19、発議第6号、「農協改革」に関する意見書(案)について、議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

産業建設常任委員長、向井中洋二君。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇)

○産業建設常任委員長(向井中洋二君) 発議第6号

平成26年12月12日

紀美野町議会議長 小椋孝一様

提出者 紀美野町議会産業建設常任委員会委員長 向井中洋二

「農協改革」に関する意見書(案)について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

それでは、発議第6号「農協改革」に関する意見書(案)の提案理由について、説明申し上げます。

政府は、本年6月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において、農業の成長産業化に向けて「農業協同組合の見直し」などを柱とする農業改革を推進することを決定いたしました。

政府が進めようとしている「農協改革」は、一方的かつ強権的に改革を迫るものであり、またその内容には「准組合員の事業利用制限(ルール化)」や「信用事業の代理店化」など、地域に根差して農業振興と地域活性化に取り組む農協の存在を危うくするも

のが含まれております。

協同組合とはいえども時代の変化に対応し、不断の改革は必要であります、その場合でも組合員の意思による自己改革を基本として進められるべきであります。

以上のことから、「農協改革」に当たっては、押しつけの改革ではなく、ＪＡグループが当事者である農協や組合員などの現場の意見を汲み上げて策定した自己改革の内容を尊重した見直しになるよう求めるため、意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

発議第６号、「農協改革」に関する意見書（案）

政府は、本年６月に改訂した「農林水産業・地域活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において、農業の成長産業化に向けて「農業協同組合の見直し」などを柱とする農業改革を推進することを決定した。

国連は２０１２年を「国際協同組合年」と宣言し、各国政府に協同組合を支援していくことを呼びかけた。これは、世界が金融や経済の危機に直面する中で、協同組合の持つ社会や経済の安定に果たす役割を高く評価したためであり、日本政府も「国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくようできる限り後押ししていく」と表明している。

政府が進めようとしている「農業協同組合の見直し」の方向は、国際協同組合年に際しての政府表明に反するものであり、これまで一貫して地域の農業者、地域住民とともに歩みを進めて今日の姿を築き上げてきた農協の存在を軽視するものである。

特に、「規制改革実施計画」等において検討・措置しようとしている「准組合員の事業利用制限（ルール化）」は、地域住民の事業利用権を侵害するものであり、またＪＡの機能を補完する中央会・全農等の組織改編は、地域に根差して農業振興と地域活性化に取り組む農協の存在を危うくし、協同組合の根幹である農業者等による共同行為を否定することにもつながりかねない。

ＪＡグループでは、今後とも農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指した自己改革に取り組むこととしている。

協同組合とはいえども時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていくべきことは言うまでもないが、それらの改革は、あくまでも組合員の総意による協同組合自身の自

己改革が基本である。その意味において、「農業協同組合の見直し」に当たっては、農業振興はもちろんのこと地域の活性化に向けた農協の役割発揮を後押しするためにも、当事者である農協や組合員などの現場の意見を汲み上げたＪＡグループの自己改革の内容を尊重した見直しとなるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定による意見書を提出する。

意見書提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・農林水産大臣・内閣府特命担当大臣宛

和歌山県海草郡紀美野町議会

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから発議第６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 発議第７号 消費税１０％増税の中止求める意見書（案）について

○議長（小椋孝一君） 日程第２０、発議第７号、消費税１０％増税の中止を求める意見書（案）について、議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

１３番、美濃良和君。

（１３番 美濃良和君 登壇）

○ 13 番（美濃良和君） それでは、発議第 7 号、紀美野町議会から消費税 10% 増税の中止を求める意見書（案）について提案をさせていただきます。

提出者は、私、美濃良和、賛成議員は田代哲郎議員です。

この消費税というのは、この 4 月に 8% に引き上げられました。それによって大きく町内の企業なり、また商店は営業を続けていくことに大変苦勞されています。それでなくとも高齢化、そして人口減で、我々がこの町で生存していくために大事な商店があるんでございますけれども、その商店にとって、高齢化で商品を買ってくださる方が少なく、また買ってくれる量も減ってきてる。そこへもってきて消費税が引き上げられ、また円安等の影響もございますけれども、何にしても売り上げが大変減ってきてるということでございます。懸命の努力を続けて営業をされているようでございますけれども、この企業や商店にとっては大きな苦難となっております。

そういうふうな高齢化・人口減での苦勞とともに消費税の増税がさらにそれに追い打ちをかけると、そういうことで大変物の値段が上がって生活が苦しくなっている。これがさらに 10% になれば、商店にとっても、また消費者にとってもさらなる生活苦となることは明らかであります。

また、この消費税が上がった分を商品に転嫁できるか、こういうふうに見てみましたら、物を初めにつくる大企業にとってみるならば、それを計算にして経費の中に盛り込んでやりますが、例えば農業を見てもらったらわかるんですけれども、農薬でもあるいは肥料でも消費税がかかってきて上がってるわけなんですね。ところが、悲しいことに農業なんかは市場対応になってくるので、その市場での値段になってしまいますので、結局上がったものを商品の中に自分の盛り込まなきゃならない、つまり自分の懐から出さねばならない、それが今大変農業なり町内の零細企業にとって苦しい立場になってきているところであると思います。

このような町民の苦難を救済する意味から、消費税増税の中止を求めているかなければならないというふうに思います。そういうことから、この消費税 10% 増税の中止を求める意見書について、提案をさせていただきます。

本来は議員からじゃなくてでございますが、私のほうから時間の都合上、意見書（案）を読ませていただきたいと思います。

発議第 7 号、消費税 10% 増税の中止を求める意見書（案）

本年 4 月より消費税が 8% になり、町民の生活と地域経済に大激震を与えています。

総務省が発表したことし9月の家計調査では、消費支出は前年同月比5.6%も減少しました。

6カ月連続のマイナスで、減少幅は8月の4.7%から拡大しています。前回の消費税増税が行われた1997年には、9月で2.6%まで回復しており、今回の増税が町民生活に大きな影響を与えました。

また8月の増税直後の4－6月期のGDPはマイナスで、さらに7－9月のGDPも年率1.9%のマイナスで、政府や民間のエコノミストのプラス予想を裏切りました。

そのことからか、政府は消費税増税を1年半先延ばしすると言い出しました。しかし、1年半後は景気がよかろうが悪かろうが10%に増税すると言っています。

たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりも顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、財政再建にも全く逆行します。

また4月増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい地域経済を反映してやはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売り上げ減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにあります。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済の壊滅的打撃を与え、少ない年金生活の高齢者は苦しみにあえぐことになります。

以上のことから、消費税10%増税の中止を求めます。

よって地方自治法第99条の規定により、政府に対し意見書を提出します。

2014年12月

意見書提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗、経済産業大臣 宮澤洋一宛てでございます。

和歌山県海草郡紀美野町議会

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

2 番、町田富枝子君。

(2 番 町田富枝子君 登壇)

○2 番 (町田富枝子君) 消費税 10%増税の中止を求める意見書提出について、反対いたします。

誰しもできれば増税はしてほしくないと思っています。しかし超高齢化が進む日本では、毎年1兆円ずつ社会保障給付費がふえ、このままでは社会保障は崩壊してしまいます。医療や介護、年金、子育てなどの費用を国民みんなで支え合って、社会保障は成り立っています。確かに消費税の引き上げは家計への負担を増幅させています。ことし4月の8%への引き上げで、個人消費が冷え込んだのも事実です。しかし、消費税を10%に引き上げなければ安心の社会保障は得られません。消費税率引き上げは、安心の社会保障を未来の世代へつなぐためです。これは多くの国民が認識しているところです。

とはいえ、消費税には、所得の低い人ほど負担感が重くなる逆進性の問題があります。そこで、公明党は少しでも増税の痛みを軽くするため、食料品などの生活必需品に軽減税率を導入したいとずっと主張しています。三党合意で社会保障を充実するために決めた流れに逆流する消費税10%増税の中止を求める意見書提出については、以上の理由から反対いたします。

(2 番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 消費税10%増税の先送りなく中止を求める意見書の賛成討論を行います。

増税不況の深刻化やアベノミクスの行き詰まりで来年10月からの消費税再増税が困難になった安倍晋三首相は、増税を先送りし、衆議院の解散、総選挙で国民の真意を問います。来年10月の増税を2017年4月まで1年半先送りしても、増税の実施に変わりはありません。税率10%の消費税で国民の消費が冷え込み、暮らしも経済も破壊される不安は同じです。庶民いじめの最悪の増税である消費税増税は先送りで実施するのではなく、きっぱり中止すべきです。

4月に消費税の税率を5%から8%に引き上げて8カ月、国民の消費は一気に冷え込

み、いまだに回復していません。内閣府が8日に発表した7月から9月期の国内総生産GDP（季節調整済）の改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.5%減、年率換算で1.9%減となり、11月発表の速報値前期比0.4%減、年率1.6%減から下方修正されました。企業の設備投資が0.4%減と速報値0.2%減から引き下げられたのが主な要因です。実質成長率のマイナスは、消費税が増税された4－6月期から2四半期連続です。安倍晋三政権の経済政策であるアベノミクスが経済を壊し続けていることが改めて示されました。

設備投資が悪化したのは、速報値段階での内閣府の推計に比べ、実際の設備投資が弱かったためです。個人消費は速報値と変わらず0.4%の微増にとどまりました。公共投資は1.4%増、速報値2.2%増に下方修正されました。住宅投資も6.8%のマイナスと振るいません。雇用者報酬は名目で前年同期比2.4%増加したものの、実質では0.8%減少しました。安倍首相らが宣伝している賃上げが一部にとどまり、物価の上昇に追いつかない実態を示しました。消費税増税とあわせてGDPをマイナスに落ち込ました現況となっています。

かつてない異常な金融緩和など経済を再生するとしたアベノミクスは、株高と円安を招き、大企業や大資本家の懐を豊かにしただけで、国民の所得をふやしてはいません。それどころか円安に増税が加わり消費者物価が上昇、労働者の実質賃金はマイナスです。アベノミクスが格差を拡大しただけで、国民の暮らしに役立っていないのは明白です。

安倍首相が来年10月からの消費税の再増税を延期しなければならなかったのは、アベノミクスによる増税路線の破綻と、増税に反対する国民世論で追い詰められた結果です。しかし先送りはあくまでも増税が前提です。増税反対の国民世論に答えられないばかりか、やがて増税が強行されれば同じように消費を冷え込ませ、暮らしと経済を破壊します。いずれ消費税が増税されることがわかっていて、国民が安心して消費に回せるはずがありません。

4月からの消費税増税の際にも安倍政権は、増税前には駆け込み需要が起き、その後短い期間で消費は回復すると言いました。ところが、駆け込み需要は期待ほどは起きず、増税後の消費の冷え込みの長期化は再増税に備えたためでもあります。先送りだけでは効果がないのは明らかです。

しかも安倍政権は、増税の先送りに合わせて、現在の増税法に盛り込まれている景気が悪くなれば増税は中止する景気条項を廃止すると言いつけています。先送りした後の

増税は、文字どおり待ったなしです。これでは問答無用の強権政治そのものです。

安倍首相は増税の先送りとあわせて円安などの対策をとると言います。しかし、大企業を肥え太らすだけのアベノミクスがそのままでは、国民の暮らしはよくなりません。先送りしても、破綻した増税路線は取り繕えません。消費税の１０％への増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止すべきです。国民の所得をふやす経済改革と富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革で、消費税増税に頼らない道を進むべきだという立場から、意見書の提出に賛成いたします。以上です。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから発議第７号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○議長（小椋孝一君） 起立少数です。

したがって、発議第７号は、否決されました。

◎日程第２１ 議員派遣の件について

○議長（小椋孝一君） 日程第２１、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第１２８条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２２ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第２３ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第２４ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第２２、日程第２３及び日程第２４、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付したとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付したとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成26年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 2時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月12日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 美 野 勝 男

議 員 美 濃 良 和